## 本宮市農業委員会 平成30年6月総会 議事録

- 1. 開催日時 平成30年6月20日(水)午後1時30分
- 2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」
- 3. 出席委員

## 農業委員会委員

1番	佐藤	孝昭	2番	渡辺	喜一		3番	渡邉	謙輔
4番	國分	政利	5番	遠藤	政幸		6番	國分	新司
7番	渡邉	孝一	8番	渡邊	平二		9番	伊藤	隆一
農地利用	最適化推	推進委員							
1番	石橋	広基	2番	遠藤第	长太郎		3番	遠藤	俊雄
4番	遠藤	秀男	5番	國分	隆一				
7番	三瓶	和彦	8番	三瓶	修藏		9番	鍋島	正則
10番	根本	市徳	11番	渡邊	善幸	1	2番	渡邉	利一

- 4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 6番 佐藤 一徳
- 5. 遅参委員
- 6. 職 員 事務局長 三瓶 隆
- 7. 書 記 農地係長 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会6月定例会を開会いたします。欠席の通告は、 推進委員6番佐藤一徳委員であります。開会を会長職務代理者より申し上げま

す。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会6月定例会を開会いたします。

事務局長本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を

務め、議事を進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事

録署名委員を指名します。農業委員5番遠藤政幸委員、農業委員6番國分新司 委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ござい

ませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行

います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

佐藤孝昭委員 議長

会長伊藤 隆一 1番佐藤孝昭委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました、佐藤孝昭です。今回は、遠藤政幸委員、石橋広

基委員、遠藤秀男委員で調査を実施しました。去る6月11日(月)、午後1時より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。議案第32号農地の転用のための権利移動制限について農地法第5条第1

項の規定に基づくもので、主なものとしては、一般住宅及び資材置場などへの転用です。なお、件番7の\*\*\*\*\*の転用に関しては、4月の定例会において現況確認証明願いで申請のあった場所であります。当時、現地確認の結果、保全管理での農地への復旧が十分可能であり、非農地とは認められないと判断し、申請不受理とした経過があります。そこで今回、農地法第5条第1項の規定に基づく転用申請として提出がありました。経過についてご報告申し上げます。次に、議案第33号現況確認証明願いについては、件番1から件番3については、非農地と判断致しました。申請場所は、いずれも土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われます。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 5月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 5月定例会許可分は、5月25日付で、許可指令証を交付いたしました。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報告 につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日 程に従い議案の審議を行います。

会長伊藤 隆一 議案第31号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項の規定に基づく 議案を上程します。最初に、件番1番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。

遠藤政幸委員 議長

会長伊藤 隆一 5番遠藤政幸委員

遠藤政幸委員 議案第31号件番1について、6月9日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤 俊雄委員と致しました。件番1については、被設定人は農業に従事しており、 耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認 められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当 と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤隆一推進委員遠藤俊雄委員は補足説明はありますか。

遠藤俊雄委員 農業委員遠藤政幸委員の説明とおりです。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第31号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項の規定に基づく、 件番1は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第31号農地の権利移動制限について農地法第3条第1

項の規定に基づく、件番1は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第32号農地の転用のための権利移動制限について農地法第5条第 1項の規定に基づく議案を上程いたします。最初に、件番1について事務局の 説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番1は許可することに異 議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番1は 許可することに決定いたしました。次に、件番2について事務局の説明を求め ます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番2は許可することに異 議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番2は 許可することに決定いたしました。次に、件番3について事務局の説明を求め ます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番3は許可することに異

議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番3は 許可することに決定いたしました。次に、件番4について事務局の説明を求め ます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番4は許可することに異 議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番4は 許可することに決定いたしました。次に、件番5について事務局の説明を求め ます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

國分政利委員 この申請地は土を入れ事前着工をしているようである。私が見た時には、土は まだ残っており完全に取られていないようだった。原状回復させ、1ヶ月申請 を待つことも考えられるが。

佐藤孝昭委員 現地調査時には土を取っているところであり、翌日朝までに完全に取るよう指導したところである。その場は事務局に一任したところです。事務局が翌日現地に行ったところ土が取られており、現場の写真も見せてもらい許可適当と判断しました。

事務局長 申請を受けた時に、事前に土が盛られているという情報があったため、現地調 査時までに原状回復するよう指導した。現地調査委員長が話したとおり当日までには完了していなかったが、翌日朝までには土が取られていました。

國分新司委員 過去には行っていた顛末書を書かせ1ヶ月遅らせるということをさせてもい いのではないか。

渡邉孝一委員 現地調査委員と事務局の判断の上で議案上程されているので、許可適当として もいいのではないか。

國分政利委員 私も許可適当としていいのではないかと思う。しかし今後もこのようなことが ことが起きることは考えられるので、事前着工についての考え方を整理する必 要があるのではないか。例えばいなしびが出るまで土を取らせることや、個人や業者でも知らないで行った場合などいろいろ考える必要がある。

会長伊藤 隆一 今後に向けて基準作りなど進め、行政書士にも指導を行うようにする必要はある。

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番5は許可することに異 議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番5は 許可することに決定いたしました。次に、件番6について事務局の説明を求め ます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番6は許可することに異 議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番6は 許可することに決定いたしました。次に、件番7について事務局の説明を求め ます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番7は許可することに異 議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番7は 許可することに決定いたしました。次に、件番8について事務局の説明を求め ます。 事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番8は許可することに異 議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番8は 許可することに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第33号現況確認証明願いについてを上程いたします。最初に、件番1について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第33号現況確認証明願いについて件番1は、非農地である証明をすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第33号現況確認証明願いについて件番1は、非農地である証明をすることに決定いたしました。次に、件番2について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第33号現況確認証明願いについて件番2は、非農地である証明をすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第33号現況確認証明願いについて件番2は、非農地で

ある証明をすることに決定いたしました。次に、件番3について事務局の説明 を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第33号現況確認証明願いについて件番3は、非農地である証明をすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第33号現況確認証明願いについて件番3は、非農地である証明をすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第34号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局 の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 本件の再設定番号1番から6番までの6件と新規設定番号1番の1件の議案に 対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第34号農用地利用集積計画の決定についての再設定番号1番から6番までの6件と新規設定番号1の1件について、本宮市長より送付された計画案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第34号農用地利用集積計画の決定について再設定番号 1番から6番までの6件と新規設定番号1の1件について、本宮市長より送付 された計画案のとおり決定いたしました。

会長伊藤 隆一 以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会を会長職務代理者より申し上 げます。

会長職務代理者 以上を持ちまして、本宮市農業委員会6月の定例会を終了いたします。

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長	伊藤	隆一
議席5番委員	遠藤	政幸
	逐脉	- 以于
議席6番委員	國分	新司